

平成 14 年 5 月 21 日
環 境 生 活 部

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場に係る改善命令について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 15 条の 3 の規定により下記のとおり改善を命じました。

記

1 事業者

- (1) 名 称 : 株式会社グリーンプラネット 代表取締役 菅野清人
(2) 住 所 : 村田町大字沼辺字竹の内 105
(3) 処分場所在地 : 村田町大字沼辺字竹の内 13 ほか

2 施設の内容

平成 2 年 8 月 6 日設置届出
平成 13 年 5 月 23 日埋立終了の届出
産業廃棄物の安定型最終処分場
埋立面積 67,398 m² 埋立容量 354,435 m³

3 命令年月日

平成 14 年 4 月 26 日

4 命令の内容

処分場内の硫化水素の発生を抑制するとともに、処分場の外に発散しないように、以下の措置を講ずること。

- (1) 処分場敷地外の雨水が処分場内に流入しないよう別紙処分場概要図の箇所に不浸透性の排水溝を設置すること。
(2) 処分場の雨水を効率的に排水できるよう、処分場内を整地すること。

5 命令の履行期限

平成 14 年 6 月 30 日まで

6 命令を行った理由

硫化水素の無害化処理や鹿沼土による覆土等の硫化水素対策を指導してきたところである。また、硫化水素の発生原因として主として硫酸イオンの硫酸塩還元菌の作用によるものが考えられる。

対策として処分場敷地外からの処分場内へ流入する雨水や沢水を排除するため側溝の整備についても指導してきたところであるが、その整備が遅れている状況である。

このため、多雨期を控え悪臭発生の再燃のおそれがあることから、当面の対策として 7 工区及び 8 工区等の排水対策について改善を命じたものである。

7 事業者の対応

平成 14 年 5 月 15 日付けで事業者から改善計画書提出のあった。現在、改善計画書に基づき工事を施工中である。

工事の内容 : 処分場内の整地、不浸透性（コンクリート製）側溝の整備 940 m